

桂川町告示第105号

令和5年第2回桂川町議会定例会を次のとおり招集する

令和5年5月24日

桂川町長 井上 利一

1 期 日 令和5年6月7日

2 場 所 桂川町議会議場

---

○開会日に応招した議員

林 英明君

下川 康弘君

柴田 正彦君

杉村 明彦君

大塚 和佳君

吉川紀代子君

北原 裕丈君

竹本 慶吉君

原中 政廣君

青柳 久善君

---

○6月14日に応招した議員

---

○6月15日に応招した議員

---

○応招しなかった議員

---

議事日程(第1号)

令和5年6月7日 午前10時00分開会

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
(1) 保育教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第3号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第7 同意第4号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第9 承認第3号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 承認第4号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 承認第5号 令和4年度桂川町一般会計補正予算(専決第6号)
- 日程第12 承認第6号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第13 承認第7号 令和4年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第14 承認第8号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第15 承認第9号 令和4年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第3号)
- 日程第16 承認第10号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第17 議案第26号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第27号 桂川町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第28号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第29号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 報告第1号 令和4年度桂川町繰越明許費繰越計算書
-

本日の会議に付した事件

- 日程第1 署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 総務経済建設委員長報告  
(1) 道路管理について
- 日程第4 文教厚生委員長報告  
(1) 保育教育環境整備について
- 日程第5 議会広報委員長報告  
(1) 議会広報の編集及び発行について
- 日程第6 同意第3号 桂川町農業委員会委員の任命
- 日程第7 同意第4号 桂川町公平委員会委員の選任
- 日程第8 諮問第1号 人権擁護委員候補者の推薦
- 日程第9 承認第3号 桂川町税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第10 承認第4号 桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第11 承認第5号 令和4年度桂川町一般会計補正予算(専決第6号)
- 日程第12 承認第6号 令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第13 承認第7号 令和4年度桂川町土地取得特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第14 承認第8号 令和4年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算(専決第1号)
- 日程第15 承認第9号 令和4年度桂川町水道事業会計補正予算(専決第3号)
- 日程第16 承認第10号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(専決第1号)
- 日程第17 議案第26号 桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第18 議案第27号 桂川町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定
- 日程第19 議案第28号 令和5年度桂川町一般会計補正予算(第2号)
- 日程第20 議案第29号 令和5年度桂川町水道事業会計補正予算(第1号)
- 日程第21 報告第1号 令和4年度桂川町繰越明許費繰越計算書

---

出席議員(10名)

- |           |           |
|-----------|-----------|
| 1番 林 英明君  | 2番 下川 康弘君 |
| 3番 柴田 正彦君 | 4番 杉村 明彦君 |
| 5番 大塚 和佳君 | 6番 吉川紀代子君 |
| 7番 北原 裕丈君 | 8番 竹本 慶吉君 |

9番 原中 政廣君

10番 青柳 久善君

---

欠席議員（なし）

---

欠 員（なし）

---

事務局出席職員職氏名

事務局長 神崎 博和君

---

説明のため出席した者の職氏名

町長	井上 利一君	副町長	山邊 久長君
教育長	大庭 公正君	総務課長	横山 由枝君
企画財政課長	小平 知仁君	建設事業課長	原中 康君
建設事業課長補佐	横山 龍一君	住民課長	山本 博君
会計管理者	北原 義識君	税務課長	古野 博文君
保険環境課長	永松 俊英君	健康福祉課長	川野 寛明君
産業振興課長	小金丸卓哉君	子育て支援課長	江藤 栄次君
水道課長	秦 俊一君	学校教育課長	平井登志子君
社会教育課長	原田 紀昭君	王塚装飾古墳館長	尾園 晃君
社会教育課長補佐	吉貝 英貴君		

---

午前10時00分開会

○議長（林 英明君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、令和5年第2回桂川町議会定例会を開会します。

これより本日の会議を開きます。

---

日程第1. 署名議員の指名

○議長（林 英明君） 会議録署名議員の指名を行います。

本定例会の署名議員は、会議規則第124条の規定によって、5番、大塚和佳君、6番、吉川紀代子君を指名します。

---

## 日程第2. 会期の決定

○議長（林 英明君） 会期の決定についてを議題とします。

お諮りします。本定例会の会議は、本日から6月15日までの9日間にしたいと思います。これに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、会期は本日から6月15日までの9日間に決定しました。

これより、町長に行政報告及び提案理由の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） おはようございます。

6月に入り、田んぼでは順調に田植えが進んでいるようです。また、今年は水不足の心配もなく、緑の苗に覆われていく水田が美しく見えます。

御承知のように、新型コロナウイルスは変異を繰り返しながら世界中で猛威を振るい、感染を拡大させてきましたが、日本においては本年5月8日から感染防止法上の位置づけが2類相当から季節性インフルエンザと同等の5類に移行しました。

町民の皆様には、長期にわたり、外出の自粛やマスクの着用、ワクチンの接種等、感染防止対策に御理解と御協力を頂き、ありがとうございました。

今後の感染防止対策は個人の判断に委ねることになりますが、完全に終息したわけではありませんので、ワクチン接種をはじめ、状況に応じた対策を積極的に講じていただきますよう、お願いいたします。

さて、本日は、令和5年第2回桂川町議会定例会を開催しましたところ、議員の皆様には、公私とも大変お忙しい中にもかかわらず、御出席を頂き、心から感謝申し上げます。

それでは、これまでの主な行政報告及び本日提案いたします議案等の提案理由について御説明いたします。

初めに、今回、新型コロナウイルス感染症の法的な位置づけの変更に伴い、人事院規則が改正されました。このため、新型コロナウイルス感染症に係る特殊勤務手当が廃止されることになりましたので、関係する条例の改正案を上程しています。

次に、近年、全国各地で大雨や洪水等による災害が多発しています。その対策の一環として、本年5月14日に飯塚市の遠賀川河川敷において、令和5年度遠賀川総合水防演習が実施され、本町及び本町消防団も参加しました。この演習は、国土交通省九州地方整備局が中心になり、九州各県の持ち回りによって実施されているもので、福岡県での開催は平成26年度以来となります。

総合水防演習では、水防技術の向上・伝承及び水防団の士気高揚を図るとともに幅広い主体の

参加による地域社会全体の防災意識向上、実践的なシナリオによる災害対策能力の向上を目指し、タイムラインに沿った情報伝達訓練や水防工法・人命救助の訓練等が行われました。

次に、下土師公民館につきましては、施設が老朽化したため、関係行政区の土師2区と土師3区から建物を解体撤去する旨の報告がありました。また、新たな公民館は建設せず、土師コミュニティセンターを利用されるそうです。

本町では、各公民館等に避難情報や関係情報を周知伝達する手段として防災無線を設置していますので、継続して利用できるようにする必要があります。よって、公民館の解体に伴う防災無線継続のための必要経費を補正予算に計上していますので、よろしくをお願いします。

次に、本年2月までにマイナンバーカードを申請した方を対象にマイナポイントを付与するマイナポイント第2弾の申込期限が本年5月末から9月末までに延長されましたので、このことに伴う必要経費を補正予算に計上しています。

なお、マイナポイントの申込みは早めに行っていただきますようお願いします。

次に、『桂川町誌』の新たな編さんに向けた取組として、本年4月1日付で企画財政課内に町誌編さん準備係を創設したところです。

また、広報けいせん5月号に現町誌の提供についてお願いの記事を掲載しましたところ、5月31日現在で7冊の御寄贈を頂きました。心から厚くお礼申し上げます。

現在、当係を中心に、現町誌の内容把握はもちろんのこと、近年、自治体誌の編集に取り組まれた市町を訪問、調査し、本事業の骨子となる編さん体制やコンセプト等について検討を進めているところです。

次に、食費等の物価高騰に直面し、特に影響の大きい低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり1律5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金（ひとり親世帯以外）につきましては、対象者の確定作業を早急に進める必要がありましたので、4月21日付で関係予算を専決処分しました。

なお、対象者には5月23日付で通知書を送付し、6月中旬には送金できるように作業を進めているところです。

次に、収納機会の拡充及びキャッシュレス化による利便性の向上を図ることを目的として、コンビニエンスストアでの納付やスマートフォンによる電子決済を可能とするコンビニ・スマホ収納を本年4月よりスタートしました。このことにより、町県民税や医療保険料、住宅使用料、水道使用料金等について、コンビニ及びスマホアプリでの支払いができるようになっています。

なお、国の税制改正に伴い、本年度から固定資産税及び軽自動車税については、地方税統一QRコードによる納付もできるようになっています。

次に、国民健康保険の特定健診のうち、医療機関における個別健診については、6月1日から

1 2月末までの間、個別健診の参加医療機関にて実施いたします。

また、集団健診については、8月から来年の2月までの間に4回、総合福祉センターにて実施する計画です。

先月、受診券を送付しましたので、健康チェックのためにも積極的に受診していただきたいと思っております。

次に、物価高騰による負担増を踏まえ、低所得世帯（住民税非課税世帯など）に対して、1世帯当たり3万円を給付する電気・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金につきましては、6月中旬から順次該当される世帯に書類を郵送します。給付時期につきましては、7月中旬から行いたいと計画しています。

次に、農業委員会の委員の任期が7月19日をもって満了となりますので、地域からの推薦及び公募を実施するとともに農業委員候補者評価委員会を開催し、12名の方を農業委員の候補者として決定しましたので、本定例会に任命同意の提案をしているところです。

次に、プレミアム付商品券の発行については実施する方向で具体的内容について検討を進めています。本年度の取組に対する県の補助要件として、キャッシュレス商品券の販売割合が2割以上であることが示されていますので、要件を満たすことを前提とした補正予算を計上しています。プレミアム率は前回と同じ30%で、キャッシュレス商品券の部分的な導入を行い、町民の皆様の家計の下支え及び商工業の支援に努めたいと考えています。

次に、水道事業につきましては、水道施設の老朽化に伴う施設の改修及び更新等について、大きな課題を抱えていると認識しています。

その当面する対策の一環として、今回、土師配水池施設に係る調査費を補正予算に計上しています。既存施設の安全を確認しながら今後の方針を定めていきたいと考えています。

次に、王塚古墳の特別公開につきましては、新型コロナウイルス感染症のため3年間見送ってきましたが、今回は、事前応募による人数制限、消毒、マスク着用などの対策を取り、本年4月15日（土曜日）と16日（日曜日）に実施しました。

事前応募者数は1,402名で、関東・関西方面をはじめ、全国各地から応募がありましたが、人数制限のため抽せんを行い、336名の方に当選の通知を送付しました。当日は、あいにくの天気にもかかわらず、2日間で281名の見学者がありました。

次に、予算につきましては、専決処分による令和4年度補正予算5件及び同じく専決処分による令和5年度補正予算1件の承認と、令和5年度の一般会計補正予算（第2号）及び水道事業会計補正予算（第1号）を議案として上程しています。

まず、令和5年3月31日に専決処分しました承認第5号から承認第9号の補正予算につきましては、各会計の決算を見込んだ予算の整理が主なものでございます。

このうち、承認第5号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）は、補正額1億1,058万5,000円を減額し、予算の総額を70億4,881万5,000円と定めたものでございます。

予算整理を行いました結果、本補正において歳入が歳出を上回りましたので、歳入余剰分については基金への積立により調整しています。

具体的には、財政調整基金に5,000万円、減債基金に8,000万円、教育・保育施設整備基金に5,000万円、公共事業整備基金に543万9,000円を積み立てる予算を計上しています。

このことにより、これまでの予算措置分も含めた主な基金の令和4年度末現在高は、財政調整基金が前年度から5,100万円増の7億9,100万円、減債基金が1億円増の5億5,700万円、公共事業整備基金が600万円増の3億4,400万円、教育・保育施設整備基金が1億2,100万円増の3億4,500万円、また、国民健康保険給付費等支払準備基金は3,000万円増の1億7,300万円となるものでございます。

次に、承認第10号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）は、補正額1,267万9,000円を追加し、予算の総額を58億8,544万8,000円と定めたものでございます。

国の物価・賃金・生活総合対策で、低所得の子育て世帯に対し、児童1人当たり5万円を給付する子育て世帯生活支援特別給付金事業については、5月末までにプッシュ型による支給要請を受け、速やかに給付事務に着手できるよう、関連予算を専決処分したものです。

次に、議案第28号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第2号）は補正額1億7,448万9,000円を追加し、予算の総額を60億5,993万7,000円に定めようとするものでございます。

補正の主な内容は、歳入予算では、15款国庫支出金において新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を追加計上しています。これは、コロナ禍における電力・ガス・食料品等物価高騰重点支援を目的に、低所得者世帯支援枠分及び推奨事業メニュー分として交付されるものです。また、16款県支出金では、町内私立保育園に係る保育所等給食支援費県補助金を追加計上しています。

一方、歳出予算では、2款総務費におきまして、マイナポイントの申請期限再延長に伴うスタッフ人件費等を追加計上しています。

3款民生費では、住民税非課税等の低所得者世帯に対し、3万円をプッシュ型で給付する電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援給付金を追加計上しています。

また、保育施設での給食の材料費高騰に伴う保護者負担の軽減を図るため、町内私立保育園への保育所等給食支援補助金と土師保育所の給食賄材料費を追加計上しています。



4款衛生費では、国からのトンネル補助となる新型コロナワクチン個別接種促進事業支援金を追加計上。

7款商工費では、コロナ交付金の推奨事業メニュー分として、プレミアム付き商品券発行事業補助金を追加計上しています。よかーけんは今年度もプレミアム率30%で1万3,000冊の発行が計画されています。

10款教育費では、コロナ交付金の推奨事業メニュー分として実施する町立小中学校の給食費無料化に係る給食費特別補助金を追加計上しています。これは、全児童・生徒を対象に、本年7月から来年3月までの8か月間実施し、保護者の経済的負担の軽減を図ろうとするものです。今回の無償化を実施しますと、本町における給食費無償の期間は、通算29か月になります。

このほか、桂川幼稚園の送迎バスに係る車内置き去り防止安全装置購入費や、王塚装飾古墳館の浄化槽及び消火設備改修経費を追加計上しています。

以上が、令和5年度一般会計補正予算（第2号）の主な内容でございます。

なお、去る5月31日の出納整理期間を終えた段階で、令和4年度一般会計の繰越額として、2億8,518万4,000円を見ております。繰越金については、令和5年度の当初予算において6,000万円を計上していただきましたので、今回の決定額との差額2億2,518万4,000円については次の補正予算に計上しますので、よろしく申し上げます。

本日、御提案します議案は、桂川町農業委員会委員の任命及び桂川町公平委員会委員の選任に関する同意案件が2件、人権擁護委員候補者の推薦に関する諮問が1件、専決処分の承認が8件、条例の改正に関するものが2件、令和5年度補正予算が2件、報告1件の計16件でございます。

人事案件につきましては、私から、その他の議案等につきましては、担当課長が説明いたしますので、慎重審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。行政報告及び提案理由の説明とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

---

### **日程第3．総務経済建設委員長報告**

○議長（林 英明君） 閉会中の審査事件として、各常任委員会に付託しておりました事件の審査結果の報告を求めます。

総務経済建設委員会に付託しておりました道路管理についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。竹本委員長。

○総務経済建設常任委員長（竹本 慶吉君） 閉会中の付託事件審査である道路管理について、総務経済建設委員会の審査結果の報告をいたします。

3月議会定例会を終え、本議会まで延べ4回の委員会を開催したところ、土居交差点から又手交差点までの旧県道豆田稲築線につきましては、本年4月1日から予定どおり、県と桂川町にお

いて道路の管理替えが行われております。また、土師ファミリーマート前から二反田団地に抜ける新町狩野線については、昨年度に引き続き、拡幅工事が進められております。

そのほか、舗装改修を中心とした道路の維持管理対策が計画されております。このほか、現地視察を行い、狭い道路の隣接宅地との落差による危険箇所におけるガードレール設置や勾配のない道路における排水不良対策の指導等を行っていたところです。

今後、各行政区長からの要望箇所についても調査を行い、緊急性・安全性等を検討しながら優先すべき改修箇所の指摘を行っていく予定であります。したがって、引き続き、閉会中の継続審査をお願いいたしまして、報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、道路管理については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第4. 文教厚生委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、文教厚生委員会に付託しておりました保育教育環境整備についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。柴田委員長。

○文教厚生常任委員長（柴田 正彦君） 文教厚生委員会に付託されています保育教育環境整備について報告します。

1 2月定例会後、4回の委員会を開催しました。

4月4日、総合体育館テニスコート総合グラウンドを視察しました。総合体育館の運動機器は古くなっているものが多く、買換えの必要があります。

4月26日には、土師保育所を視察しました。水漏れや雨漏りなどの懸案事項があります。一時的な対処ではなく、建て替えが必要であると委員会では話し合っています。

この日の午後、嘉穂総合体育館、穂波福祉センターを訪ね、運動機器を見ました。両施設とも明るく気持ちよく運動できそうでした。また、穂波福祉センターは運動機器が新しく、専門のト

レーナーがいるので個人に適した運動ができるそうです。

5月11日は、大木町のおおき循環センター「くるるん」を視察しました。この視察には総務経済建設委員会からも2名の参加がありました。生ごみやし尿からバイオガスや液体肥料をつくっています。その液体肥料は地域に還元されています。

また、ごみの分別を徹底して資源として再活用しています。SDGs、ワンヘルスの取組が従前から行われています。桂川町でも参考にすべきです。

今後とも、保育教育環境整備のための視察や検討が必要です。つきましては、保育教育環境整備について継続審査をお願いします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託されたいとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、保育教育環境整備については、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

---

#### 日程第5. 議会広報委員長報告

○議長（林 英明君） 続きまして、議会広報委員会に付託しておりました議会広報の編集及び発行についてを議題といたします。

本件について、委員長の報告を求めます。下川委員長。

○議会広報委員長（下川 康弘君） 議会広報委員会に付託されています議会広報の編集及び発行について、当委員会の報告をいたします。

3月定例会後、3回の委員会を開催しております。

この間、議会広報の編集・発行について協議を行い、本年5月2日に第42号を発行いたしました。

当委員会は、引き続き、けいせん議会だより第43号を発行するため、継続審査をお願いし、当委員会の報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。委員長の報告に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

本件については、委員長から、引き続き審査したいので、閉会中の継続審査として付託された  
いとの申出があります。

お諮りします。本件は、委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査とすることに異議ありま  
せんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、議会広報の編集及び発行については、  
委員長から申出のとおり、閉会中の継続審査として付託することに決定しました。

本定例会に上程された案件は、同意2件、諮問1件、承認8件、議案4件、報告1件でありま  
す。このうち、同意第3号、第4号、諮問第1号及び承認第3号から第10号までは、本日、即  
決していただき、議案第26号から第29号までは、本日、質疑を受けた後に各常任委員会に付  
託いたします。6月8日、9日、13日の3日間で審議をしていただき、6月15日の本会議で  
採決を行います。

それでは、日程に従い、順次上程いたします。

同意第3号は、私の一身上に関する案件となりますので、ここで副議長と交代いたします。

暫時休憩。

〔議長交代〕

午前10時32分休憩

-----  
午前10時33分再開

○副議長（下川 康弘君） 再開します。

### 日程第6. 同意第3号

○副議長（下川 康弘君） 同意第3号桂川町農業委員会委員の任命についてを議題といたします。

林英明君、竹本慶吉君は、地方自治法第117条の規定により除斥に該当するため退席を求め  
ます。

〔1番 林 英明君 8番 竹本 慶吉君 退席〕

○副議長（下川 康弘君） 本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第3号桂川町農業委員会委員の任命について御説明いたします。

本件は、本町の農業委員会委員の任期が令和5年7月19日をもって満了となることから、農  
業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により、町議会の同意を求めるものでございます。

なお、御提案します方々は、さきの行政報告でも述べましたように、推薦及び公募を実施し、

その結果を基に農業委員会委員候補者評価委員会の意見を頂き、提案するものでございます。

次のページに掲載しております住所と氏名を読み上げ、提案とさせていただきます。

桂川町大字瀬戸17番地1、池部稔氏、桂川町大字九郎丸643番地、神崎宏昭氏、桂川町大字土師3608番地、高嶋征敏氏。桂川町大字土師240番地1、竹本貞男氏。桂川町大字豆田23番地、中嶋和幸氏。桂川町大字土師4624番地、野上伸太郎氏。桂川町大字土師4051番地1、林英明氏。桂川町大字吉隈370番地、原中輝司氏。桂川町大字土師1229番地、原中壽氏。桂川町大字土居968番地、藤川房信氏。桂川町大字中屋321番地4、藤春郁夫氏。桂川町大字内山田806番地、山邊俊明氏。

以上でございます。

なお、略歴につきましては、参考資料として添付していますので参考にさせていただきたいと思っております。議員各位の同意を賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。

○副議長（下川 康弘君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対し、質疑ありませんか。原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） この農業委員会の推薦なんですけども、これは広報でされたわけですかね。どういう形でまずされたのか。まず一つ、広報されたのかどうかということです。

それと、これは中身として推薦なんかの自薦と他薦があるんだろうと思います。こうした中で、例えば、他薦であれば、例えば各区の水利組合や生産組合という形の中でされたんだろうと思いますけれども、自薦の場合はその枠内で募集しますという形、募集に参加しますということでしたら、そこら辺なりを担当課長でよろしゅうございますので。

詳しいところ、若干、皆さん、知らないんですね。

例えば、要らんことなんですけども、桂川町議会の選挙とかだったらみんな分かるから、どういう形で、結局、参加したり、立候補できるんですけども、農業委員会の場合は、結局、今までは基本的に農業者を基本的にやってきたから中身が分からないと思うんです。だから、そこら辺のところ、はっきりと分かりやすく説明をお願いしたいと思います。

○副議長（下川 康弘君） 小金丸産業振興課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） まず、今、御質問がありました候補についてですけれども、これは募集を広報紙にもかけまして、公表して募集を募っております。

募集の仕方としましては、今、議員がおっしゃいましたように、自薦、立候補ですね。そのパターンと、推薦という形で推薦者がこの方を推薦しますという2つのパターンがございます。

推薦者につきましては、各地域の農業団体だったり水利団体だったり、それから、個人からの御推薦もございました。

以上でございます。

○副議長（下川 康弘君） 原中君。

○議員（9番 原中 政廣君） ただいま、広報紙か、町報という理解でいいのかな。それでいいね。それは分かりました。ちょっとそこらへん、表現の仕方が、一緒だとは思うんですけどもよく分からなかったのではっきり分かるようにお願いします。

○副議長（下川 康弘君） 小金丸産業振興課長。

○産業振興課長（小金丸卓哉君） 町報のことでございます。あとは、広報につきましては、農事連絡長会議の中で各地域の農事連絡長さんが集まって会議をする場があるんですけども、そこでも募集用紙、募集要綱を配布して周知に努めているところでございます。

○副議長（下川 康弘君） よろしいですか。

○議員（9番 原中 政廣君） 了解です。

○副議長（下川 康弘君） 次、吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川です。先ほど町長がこの農業委員さんの住所と名前をおっしゃいました。私の聞き間違いではないと思うんですけども、神崎宏昭さんに関して「九郎丸643」と言われたので、これは確認してきちっとしたほうがいいんじゃないかなというので訂正を求めたいと思います。

○副議長（下川 康弘君） 町長。

○町長（井上 利一君） 申し訳ございません。原文のとおり読んだつもりではありましたが、読み間違いであれば訂正させていただきます。

○副議長（下川 康弘君） 吉川君、よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○副議長（下川 康弘君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下川 康弘君） これで質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下川 康弘君） 討論なしと認めます。

これより同意第3号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○副議長（下川 康弘君） 異議なしと認めます。したがって、同意第3号桂川町農業委員会委員の任命については、同意することに決定いたしました。

林英明君、竹本慶吉君の入場を願います。

〔1番 林 英明君 8番 竹本 慶吉君 着席〕

○副議長（下川 康弘君） ここで議長を交代いたします。

〔議長交代〕

---

### 日程第7. 同意第4号

○議長（林 英明君） 同意第4号桂川町公平委員会委員の選任について同意を求める件を議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 同意第4号桂川町公平委員会委員の選任について御説明いたします。

本件は、地方公務員法第9条の2の規定により、議会の同意を求めるものであります。

本町の公平委員でありました諫山慶秀氏が本年の3月31日をもって辞任されましたので、その後任として、住所は桂川町大字吉隈12番地30の新井俊孝氏、昭和26年2月4日生まれ、72歳の選任について提案するものでございます。

新井氏は、昭和45年3月に福岡県立稲築高等学校を卒業され、同年8月から飯塚地区消防本部に就職、平成20年4月には飯塚消防署長、平成22年4月には飯塚地区消防本部消防長、平成23年4月には飯塚地区消防組合会計管理者を歴任され、平成25年3月に退職されました。その後、平成25年4月から嘉飯地区危険物安全協会及び消防設備士会事務局に就職され、平成28年3月に退職されています。

新井氏は、性格は温厚かつ高潔な方で、地方自治の本旨及び民主的で能率的な事務に理解があり、人事行政に関し高い見識を持っておられる方であります。本町の公平委員にふさわしい方でありますので、議員各位の御理解を頂き、御同意賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明といたします。よろしくお願ひします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願ひします。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより同意第4号を採決いたします。

お諮りします。本件は、同意することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、同意第4号桂川町公平委員会委員の選任については、同意することに決定しました。

---

### 日程第8. 諮問第1号

○議長（林 英明君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。  
本件について、内容の説明を求めます。井上町長。

○町長（井上 利一君） 諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦について御説明いたします。

本件は、人権擁護委員の候補者に推薦することについて、人権擁護委員法第6条第3項の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

本町の人権擁護委員を務めていただいております齊藤裕氏は令和5年3月31日をもって辞任されたことに伴い、その後任として提案するものでございます。後任の提案に先立ちまして、今回、辞任されました齊藤委員には、平成30年7月から2期、4年8か月の長きにわたり、桂川町の住民の人権擁護活動に積極的かつ熱心に御尽力を頂き、誠にありがとうございました。この場をお借りしまして心から感謝申し上げます。

その後任として御提案いたしておりますのは、住所は桂川町大字土師3104番地、氏名は樋口重徳氏、昭和30年7月6日生まれの67歳でございます。

次のページに参考資料を添付しておりますので参考にさせていただきたいと思っております。

樋口氏は、昭和51年3月に福岡県立農業講習所を卒業され、昭和52年4月に農林水産省に就職、平成28年3月に退職されています。その後、農林水産省再任用職員として採用、平成30年3月に退職されています。樋口氏は、性格は明朗闊達で何事にも正面から熱心に取り組まれる方であり、また、誠実で温厚なお人柄で、40年間にわたる国家公務員としての豊富な経験並びに本町に対する熱い思いを持っておられる樋口氏は町民の皆さんの基本的な人権を擁護すると同時に、多岐にわたる相談事、心配事に的確に対応できる方であり、御活躍いただけるものと確信しております。

議員各位の御理解を頂き、議決を賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の説明といたします。よろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。本件は人事案件でありますので、他人の私生活にわたる発言をすることのないように御注意願います。

それでは質疑を行います。ただいまの町長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕



○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより諮問第1号を採決いたします。

お諮りします。本件は、樋口重徳さんを適任とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、諮問第1号人権擁護委員候補者の推薦については、樋口重徳さんを適任とすることに決定しました。

---

### 日程第9. 承認第3号

○議長（林 英明君） 承認第3号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件については、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第3号について御説明申し上げます。

議案書の21ページをお願いします。

本承認は、桂川町税条例の一部を改正する条例の専決処分でございます。

改正の理由としまして、地方税法等の一部改正する法律（令和5年法律第1号）、地方税法施行令等の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）及び地方税法施行規則等の一部を改正する政令（令和5年総務省令36号）及び地方税法施行規則一部を改正する政令（令和5年総務省令37号）が令和5年3月31日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、桂川町税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定によりこれを報告し、承認をお願いするものでございます。

改正の内容につきましては、22ページから29ページまで、新旧対照表を30ページから50ページに掲載しています。

それでは、主な改正内容につきまして、御説明申し上げます。

1点目は、森林環境税の導入に伴う改正です。

森林環境税及び森林環境譲与税は、森林の地球温暖化防止や災害防止等の公益的機能を維持・増進するために創設され、令和6年度から個人住民税均等割の枠組みで課税が開始されます。

今回の改正では、森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律の施行に伴い、森林環境税の賦課徴収の方法についての規定の改正、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税額を追加する

改正、特別徴収方法により徴収する給与所得、公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正などです。

次に、2点目には、軽自動車税の環境性能割の税率区分の見直しや税率の特例及び種別割の税率の特例などの改正です。

具体的には、軽自動車種別割のグリーン化特例の期間延長などに対応するため、関係規定を整備するものでございます。

排出ガス性能及び燃費性能に優れた環境負荷の少ない三輪以上の軽自動車の種別割の税額を軽減しているグリーン化特例措置について種別割の軽減率がおおむね75%または50%の対象者については、特例期間を令和4年4月1日から令和8年3月31日までの3年間延長し、また、おおむね25%の対象者については、令和7年3月31日までの2年間延長されるものでございます。

この軽減は、適用期間中に一定の期間に環境性能を有した三輪以上の軽自動車に対し、翌年度分において特例措置が適用されるものでございます。

その他、関係法令の改正に伴い、地方税法の改正に伴う参照条項のずれ等への対応など、本条例の整備を行うものです。

以上が、主な改正の内容でございます。

附則としまして、施行期日でございますが、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

ただし、改正の規定の内容によりまして、別に期日を定めております。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。私は、この承認第3号について質問をいたします。

私は、この書かれてあるのをずっと一生懸命頑張って読んだんですけど、なかなかよく分からなくて、お尋ねします。

新旧対照表31ページに森林環境税の徴収方法について書かれています。しかし、私は一生懸命探しましたがけれど、徴収額がどこに書いてあるのか分からないんです。先ほど課長は「令和6年度から課税される賦課徴収として税額」とおっしゃいました。その税額は幾らなのか、そのことはこの新旧対照表のどこに書かれてあるのか、お答えください。

○議長（林 英明君） 古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） よろしいでしょうか。新旧対照表の中では、変わったところが交互に示されています。新しく改正されたところですね。だから、この条例の中に、税額をうたったところに金額があるんですけども、その部分がこの中では略されているものでこの中に載っていません。新旧対照表の中には。どう言ったらいいんか。（「税額が変わらない」と呼ぶ者あり）税額が変わらないということです。分かりますか。変わらないからこの新旧対照表には載っていないということです。全体の例規集の中にはあると思いますんで。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 説明ではよく分からないんですけど、税額は幾らですか。

○議長（林 英明君） 古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 税額については、令和6年度から年額1,000円を徴収するような形になると思います。

○議長（林 英明君） 吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 年額1,000円というのが徴収されるわけなんですよ。でも、その1,000円ということは対象表とかそんなのに書いていなくても取れるんですか。

○議長（林 英明君） 古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 現在、町民税の均等割の中で。個人住民税の中に合わせて1,000円の徴収をされています。これは、以前、平成26年から令和5年までの間に、個人住民税の均等割の税率の中に入っています。東日本大震災の復興の後に年額1,000円をずっと取っているような状態なので、それをそのまま、今度、森林環境税のほうに振り替えるような形になるかと思います。

○議長（林 英明君） よろしいですか、吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 以前の森林環境税というのは、県のほうに納付していた500円じゃないんですか。それとは別に1,000円というのを取られていたんですか。均等割の中にそんなのが入っていたんですか。なんかよく分からないんですけどね。

○議長（林 英明君） 古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 均等割の中に1,000円ということであります。年税額でそれぞれ徴収するような形だということです。

○議長（林 英明君） 吉川君、もう最後ですよ、これで。

○議員（6番 吉川紀代子君） 何度聞いてもよく分からないんですけども。分かりませんですね。いいです。分かりません。

○議長（林 英明君） 後からよく聞いてください。

ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これより討論を行います。討論ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 質問を聞いても、なかなか私が理解できないんですけれども。日本共産党の吉川紀代子です。

この承認第3号に反対の立場から討論に参加いたします。

この森林環境税とは国に入る税収であり、所得の多少にかかわらず国民に同額が賦課されるものであります。林野庁が2016年に提出した税制改定案で、企業負担を求める案が全て却下されたのです。

地球温暖化対策で、温室効果ガス排出の企業に負担を求めないで、干ばつなどで二酸化炭素の吸収効率を高める森林吸収財源対策の費用を国民に求めるというこのような国のやり方は間違っていると私は思います。よって、私はこの案件に承認することはできません。

○議長（林 英明君） ほかに討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） これで討論を終わります。

反対討論がありますので、これより承認第3号を採決します。起立により採決いたします。

本件は、原案のとおり決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

○議長（林 英明君） 起立多数であります。したがって、承認第3号桂川町税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

ここで暫時休憩いたします。再開は13分でいいですね。

午前11時03分休憩

-----  
午前11時13分再開

○議長（林 英明君） 会議を始めます。

#### 日程第10. 承認第4号

○議長（林 英明君） 承認第4号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長（古野 博文君） 承認第4号について御説明申し上げます。

議案書の51ページをお願いします。

本承認は、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分についてでございます。

改正の理由といたしましては、国民健康保険法施行例の一部を改正する政令（令和5年政令第24号）、地方税法施行例の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が公布され、令和5年4月1日から施行されることに伴い、桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、同条例の一部を改正する条例を専決処分いたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により、これを報告し、承認を求めらるるものです。

改正の内容については、新旧対照表を53ページから60ページに掲載しています。議案書の51ページをお願いいたします。

改正の内容について、御説明申し上げます。

1点目は、国民健康保険税の賦課限度額の見直しによるものです。

今回の改正においては、負担の公平性の確保及び中間所得層の負担軽減を図る観点から、後期高齢者支援金等課税額を20万円から22万円に引き上げ、これと基礎課税額に係る課税限度額65万円、介護納付金課税額に係る課税限度額17万円と合わせて104万円となります。

次に、今回、経済動向を踏まえて、5割軽減・2割軽減基準の軽減判定所得について、当該軽減を現在受けている世帯が生活水準が変わらなければ、引き続き、軽減を受けることができるよう改正が行われています。

具体的には、5割軽減の対象者となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の28万5,000円から29万円に、2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗ずべき金額を現行の52万円から53万5,000円に、それぞれ引き上げるものです。

附則としまして、この条例は令和5年4月1日から施行するものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第4号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第4号桂川町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

### 日程第11. 承認第5号

○議長（林 英明君） 承認第5号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書61ページ、承認第5号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル①令和4年度一般会計3月専決予算書（第6号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億1,058万5,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ70億4,881万5,000円に定めたものでございます。

なお、本補正の主な内容は、決算見込みによる予算調整でございます。

7ページをお開きください。

第2表継続費補正でございます。8款4項住宅建設費の町営住宅二反田団地第2期建設事業につきまして、総額を10億2,881万8,000円から9億6,842万5,000円、令和4年度の年割額を6億1,729万1,000円から5億5,689万8,000円に実績等によりそれぞれ減額するものでございます。

次に9ページ、第3表地方債補正では、地域活性化事業債外3事業債につきまして起債予定額にて限度額の整理を行っております。

13ページをお開きください。ここから歳入について御説明いたします。

1款1項町民税463万1,000円の減、14ページ、2項固定資産税201万7,000円の追加、15ページ、3項軽自動車税5万2,000円の減は決算見込みによるものでございます。

次に16ページ、4項町たばこ税47万3,000円の追加、17ページ、2款1項自動車重量譲与税21万1,000円の減、18ページ、2項地方費揮発油譲与税52万7,000円の減、19ページ、3項森林環境譲与税18万4,000円の減、20ページ、3款利子割交付金190万円の減、21ページ、4款配当割交付金110万7,000円の追加、22ページ、5款株式等譲渡所得割交付金273万1,000円の減、23ページ、6款法人税交付金165万6,000円の追加、24ページ、7款地方消費税交付金11万3,000円の追加、25ページ、8款ゴルフ場利用税交付金78万9,000円の追加、29ページ、9款環境性能割交付金234万5,000円の減は、全て決定によるものでございます。

次に27ページ、11款地方交付税は7,402万4,000円の追加、うち、普通交付税につきましては財源調整、特別交付税につきましては、決定により追加計上しております。

次に28ページ、14款1項使用料133万4,000円の減、29ページ、2項手数料2万9,000円の減につきましては、施設使用料・事務手数料の決算見込みによるものでございます。

次に30ページ、15款1項国庫負担金2,752万1,000円の減、31ページ、2項国庫補助金944万3,000円の追加、32ページ、16款1項県負担金1,427万5,000円の減、33ページ、2項県補助金2,551万4,000円の減、35ページ、3項県委託金192万3,000円の減につきましては、各種負担金・補助金等の決定及び決定見込みによるものでございます。

次に36ページ、17款2項財産売払収入1,677万4,000円の追加は、旭ヶ丘団地土地売払収入の決定によるものでございます。

次に37ページ、18款1項寄附金5,700万円の減は、ふるさと応援寄附金の決算見込みによるものでございます。

次に38ページ、19款2項特別会計繰入金543万9,000円の追加は、住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金の決算見込みによるものでございます。

次に39ページ、21款1項延滞金加算金及び過料106万9,000円の追加は、町税延滞金の決算見込みによるもの。40ページ、4項雑入280万2,000円の減は、説明欄に記載の各収入の決定及び決定見込みによるものでございます。

次の41ページ、22款1項町債9,050万円の減は、各事業債を起債予定額にて整理したものでございます。

続きまして、43ページから、歳出について御説明いたします。

なお、歳入予算の補正に伴う財源組替えについては、御説明を割愛させていただきますので御承知おき願います。

1 款 1 項議会費 1 8 8 万 2, 0 0 0 円の減は、特別旅費、常任委員会調査研修旅費等の減でございます。

次に 4 4 ページ、2 款 1 項総務管理費 1 億 4, 0 1 1 万 1, 0 0 0 円追加の主なものは、3 目財政管理費におきまして、今回の補正で歳入が歳出を上回りましたので、財政調整基金積立金を 5, 0 0 0 万円、減債基金積立金を 8, 0 0 0 万円、教育保育施設整備基金積立金を 5, 0 0 0 万円追加計上しております。

また、公共事業整備基金積立金 5 4 3 万 9, 0 0 0 円の追加計上につきましては、歳入で申しました住宅新築資金等貸付事業特別会計繰入金を全額積み立てるものでございます。

4 6 ページ、2 項町税費 8 7 万 5, 0 0 0 円の減、4 7 ページ、4 項選挙費 1, 5 6 0 万 1, 0 0 0 円の減は、決定及び決定見込みによるものでございます。

次に 5 0 ページ、3 項社会福祉費 6, 0 6 7 万 9, 0 0 0 円減の主なものは、4 目重度障がい者医療費及び 5 目子ども医療費の医療補助費の決算見込みや 8 目介護保険事業費の福岡県介護保険広域連合負担金の決定による減額計上でございます。

5 2 ページ、2 項児童福祉費 5, 2 6 3 万円の減は、1 目児童福祉総務費の私立保育園に係る子供のための教育保育給付費負担金の決算見込みや 2 目児童措置費の児童手当の決定、5 目土師保育所費の短時間勤務会計年度任用職員報酬の決算見込みによるもの。

5 3 ページ、4 項同和対策費 3 5 万 9, 0 0 0 円の減は、決算見込みによるものでございます。

次に 5 4 ページ、4 款 1 項保健衛生費 4 1 6 万 5, 0 0 0 円の減は、3 目環境衛生費の合併処理浄化槽設置整備事業補助金の決算見込みによるものでございます。

次に 5 6 ページ、5 款 2 項労働諸費 2 3 9 万 2, 0 0 0 円の減は、2 目職業訓練費の若年者専修学校等技能修得資金貸与金の皆減でございます。

次に 5 7 ページ、6 款 1 項農業費 6 2 4 万 6, 0 0 0 円の減は、主に 6 目農地費の水利施設等改修に係る測量調査等委託料などの決算見込みによるもの。

5 8 ページ、2 項林業費 1 3 5 万 4, 0 0 0 円の追加は、2 目林業振興費の森林環境整備基金積立金の計上によるものでございます。

次に 5 9 ページ、7 款 1 項商工費 1 6 9 万 3, 0 0 0 円の減は、2 目商工振興費の商工まつり助成金の皆減などによるものでございます。

次に 6 0 ページ、8 款 1 項土木管理費 2 7 8 万 4, 0 0 0 円の減は、1 目土木総務費の木造戸建て住宅耐震改修促進事業補助金の皆減などによるもの。

6 1 ページ、2 項道路橋梁費 9 1 3 万 5, 0 0 0 円の減は、1 目道路橋梁総務費の道路台帳閲覧システム構築業務委託料の決定及び 2 目道路橋梁維持費、3 目道路橋梁新設改良費の決算見込みによるもの。



62ページ、3項都市計画費454万1,000円の減は、主に2目街路事業費の道路後退用地取得に係る測量委託料などの皆減や3目公園費の決算見込みによるもの。

63ページ、4項住宅費5,978万5,000円の減は、2目住宅建設費の決算見込みによるものでございます。

次に65ページ、10款2項桂川小学校費298万4,000円の減。

66ページ、3項桂川東小学校費30万円の減。

67ページ、4項桂川中学校費204万7,000円の減は、それぞれ感染症対策消耗品費の皆減または少人数指導教育職員人件費の決算見込みによるもの。

68ページ、5項桂川幼稚園費3万円の減は、感染症対策消耗品費の皆減によるもの。

70ページ、7項社会教育費1,093万2,000円の減は、主に4目文化財保護費のうち、王塚古墳保存整備事業分の減及び町内遺跡発掘調査事業分の皆減などのほか、各社会教育事業費の決算見込みによるものでございます。

73ページ、11款2項農林水産業施設災害復旧費1,299万2,000円の減は、決算見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第5号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第5号令和4年度桂川町一般会計補正予算（専決第6号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

## 日程第12. 承認第6号

○議長（林 英明君） 承認第6号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算

(専決第1号)の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。古野税務課長。

○税務課長(古野 博文君) 承認第6号について御説明申し上げます。

議案書の62ページをお願いします。

本承認は、令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算(専決第1号)についてでございます。

本会計の予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認をお願いするものでございます。

内容については、予算書フォルダで御説明します。令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計のフォルダをお開きください。

補正予算書の2ページをお願いします。

本予算は、既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ401万9,000円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ654万2,000円にするものでございます。

7ページをお願いします。歳入でございます。

1款県支出金1項1目住宅新築資金等貸付事業県補助金15万3,000円を増額は、決定によるものです。

8ページをお願いします。

2款事業収入1項1目住宅改修資金貸付金元利収入15万6,000円を増額。

1項2目住宅新築資金貸付金元利収入213万8,000円を増額。

3目宅地取得資金貸付金元利収入158万4,000円を増額。

9ページ、2項1目県住宅改修資金貸付金元利収入1万2,000円の減額でお願いしております。事業の増減額は、それぞれ償還見込みによるものでございます。

10ページをお願いします。歳出でございます。

1款1項1目一般管理費401万9,000円を増額は、決定によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、報告を終わります。御審議の上、承認賜りますようよろしくをお願いします。

○議長(林 英明君) これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長(林 英明君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第6号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第6号令和4年度桂川町住宅新築資金等貸付事業特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

### 日程第13. 承認第7号

○議長（林 英明君） 承認第7号令和4年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書63ページ、承認第7号令和4年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

理由といたしまして、土地取得特別会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル③令和4年度土地取得特別会計3月専決予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1,050万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4,000円に定めたものでございます。

7ページをお開きください。

令和4年度は財産の取得等がございませんでしたので、歳入の2款1項1目土地開発基金繰出金を1,050万円減額計上、8ページの歳出2款1項1目公有財産取得事業費を1,050万円減額計上したものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしく願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。これより承認第7号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第7号令和4年度桂川町土地取得特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

#### 日程第14. 承認第8号

○議長（林 英明君） 承認第8号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。永松保険環境課長。

○保険環境課長（永松 俊英君） 議案書の64ページをお願いいたします。

承認第8号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）について御説明申し上げます。

本会計予算において補正の必要が生じましたが、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分をさせていただきましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書で御説明をいたします。予算書フォルダ④をお願いいたします。

予算書2ページをお願いいたします。

既定の歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ2億1,047万4,000円を減額し、歳入歳出の予算の総額を歳入歳出それぞれ15億6,940万4,000円に定めたものでございます。

補正の内容について御説明いたします。

7ページをお願いいたします。歳入でございます。

1款1項1目一般被保険者国民健康保険税573万5,000円の増額は、見込みによるものでございます。

8ページをお願いいたします。

2款1項1目督促手数料1万8,000円の増額は、見込みによるものでございます。

9ページをお願いいたします。

4款1項1目保険給付費等交付金2億1,350万5,000円の減額は、見込みによるものでございます。

10ページをお願いいたします。

6款1項1目一般会計繰入金536万9,000円の減額は、決定によるものでございます。

11ページをお願いいたします。

8款1項1目延滞金264万7,000円の増額は、見込みによるものでございます。

13ページをお願いいたします。歳出でございます。

2款1項1目一般被保険者療養給付費1億6,376万1,000円の減額は、見込みによるものでございます。

次に、2目一般被保険者療養費488万3,000円の減額は、見込みによるものでございます。

14ページをお願いいたします。

2款2項1目一般被保険者高額療養費3,270万9,000円の減額は、見込みによるものでございます。

15ページをお願いいたします。

2款4項1目出産育児一時金546万円の減額は、見込みによるものでございます。

19ページをお願いいたします。

5款2項1目特定健康診査等事業費366万1,000円の減額は、見込みによるものでございます。

以上、簡略な説明ではございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第8号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第8号令和4年度桂川町国民健康保険特別会計補正予算（専決第1号）の専決処分を求める件については、承認することに決定しました。

---

**日程第15. 承認第9号**

○議長（林 英明君） 承認第9号令和4年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 承認第9号令和4年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第3号）について御説明いたします。

議案書65ページをお開きください。

提案理由といたしまして、水道事業会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がなかったため、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを報告し、議会の承認を求めるものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。予算書フォルダ内の⑤令和4年度水道事業会計3月専決予算書（第3号）にて説明いたします。予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして、水道事業費用を113万6,000円増額し、補正後の額を2億1,959万3,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明させていただきます。4ページをお開きください。

収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用2目排水及び給水費7万5,000円の増額は排水管等修繕材料費、同じく5目減価償却費106万1,000円の増額は浄水場ポンプ等の購入によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第9号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第9号令和4年度桂川町水道事業会計補正予算（専決第3号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

---

### 日程第16. 承認第10号

○議長（林 英明君） 承認第10号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件についてを議題といたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書66ページ、承認第10号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）について御説明いたします。

専決処分の理由といたしまして、一般会計予算の補正に当たり、町議会を招集する時間的余裕がございませんでしたので、地方自治法第179条第1項の規定により、令和5年4月21日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により、これを御報告し、御承認をお願いするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダの⑥です。令和5年度一般会計6月専決予算書（第1号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,267万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,544万8,000円と定めたものでございます。

7ページをお開きください。歳入について御説明いたします。

15款2項2目民生費国庫補助金1,267万9,000円の追加は、低所得の子育て世帯に対し児童1人当たり現金5万円を給付する国の子育て世帯生活支援特別給付に係る事業費国庫補助金945万円及び事務費国庫補助金322万9,000円の追加計上でございます。

8ページをお開きください。歳出でございます。

3款2項6目子育て世帯生活支援特別給付金給付費1,267万9,000円の追加は、子育て世

帯生活支援特別給付に係る1節短時間勤務会計年度任用職員報酬から12節システム改修委託料までの事務費合計322万9,000円と、次の9ページ、子育て世帯生活支援特別給付金945万円の追加計上でございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対して、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 国から来るお金ではあるんですが、事業費が945万円を子育て世帯に渡すんだけど、その事務費が322万という、3分の1が事務費になるんですね。3分の1というか、全体の4分の1が事務費になっているんだけど、これは、これだけかかるんですか、現実として。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 今回の事務費の主なものは、短時間勤務の会計年度職員さんの報酬、あとはシステム改修費になると思います。システム改修費はこのとおりなんですけど、短時間勤務の会計年度職員さんの報酬につきましては、年間通したものを挙げております。これが全て対象になればいいなというか、町の負担軽減になると思っていますので、そういった意味で、ちょっと事務費が多くなっております。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 共産党の吉川でございます。今、柴田議員がおっしゃいましたように、国から945万円というお金が交付金として、補助金として下りてくるわけなんですけれども、これは個人じゃなく、世帯に下りるんですね。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） 対象となりますのは、児童を養育している保護者が対象となります。こちらの方に対して、1人当たり一律5万円を支給するものでございます。

○議長（林 英明君） 吉川君、分かりましたか。

○議員（6番 吉川紀代子君） ごめんなさい。よく聞こえないんですよ。もう少しゆっくりと行ってください。

○議長（林 英明君） 山本課長、もう一度お願いします。

○住民課長（山本 博君） 支給対象者につきましては、18歳までの児童を養育している保護者に対して支給するものです。1人当たり一律5万円を保護者に対して支給いたします。

○議長（林 英明君） 分かりましたか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） 世帯じゃなくて、18歳までの子供さんを育てている世帯に5万



円行くんですか。18歳とか15歳とか何人もおったら5万円プラス5万円、人数分が来るんですか。

○議長（林 英明君） 山本課長。

○住民課長（山本 博君） はい。御指摘のとおりです。

○議長（林 英明君） よろしいですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 討論なしと認めます。

これより承認第10号を採決します。

お諮りします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

吉川君、討論があるんですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） 反対討論かなと思ったんです。

○議長（林 英明君） えっ。先ほどないということでしたの。

反対討論があるんですか。

○議員（6番 吉川紀代子君） あります。あれでしょう。承認第10号でしょう。

○議長（林 英明君） そうです。

○議員（6番 吉川紀代子君） 承認第10号ですね。私、反対討論します。

○議長（林 英明君） では、吉川君、どうぞ。

○議員（6番 吉川紀代子君） 日本共産党の吉川紀代子です。承認第10号に反対の立場から討論に参加いたします。

この案件には、住民税非課税世帯への給付金、保育所給食費支援、幼稚園児送迎バス置き去り防止のための装置。

○議長（林 英明君） 吉川君、ちょっと違うこと言っていますよ。

○議員（6番 吉川紀代子君） えっ。（「違う話をしている」「19」「議案が違う」と呼ぶ者あり）

○議長（林 英明君） 今、承認第10号の件ですけれども。（発言する者あり）

○議員（6番 吉川紀代子君） 私はこの……。

○議長（林 英明君） 暫時休憩。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○議長（林 英明君） 再開します。

討論はないということによろしいですか。吉川君。（発言する者あり）

○議員（6番 吉川紀代子君） はい。

○議長（林 英明君） では、これより承認第10号を採決します。

お諮りいたします。本件は、承認することに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 異議なしと認めます。したがって、承認第10号令和5年度桂川町一般会計補正予算（専決第1号）の専決処分の承認を求める件については、承認することに決定しました。

#### 日程第17. 議案第26号

○議長（林 英明君） 議案第26号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。横山総務課長。

○総務課長（横山 由枝君） 議案書67ページをお願いいたします。

議案第26号桂川町職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、人事院規則9—30の一部改正に伴い、本条例の一部を改正する必要が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

次の68ページから69ページにかけて条例案、70ページに新旧対照表を掲載しております。議案書68ページをお願いいたします。

改正内容について御説明いたします。

新型コロナウイルス感染症が、本年、5月8日から感染症法の位置づけが2類相当から5類に変更されたことに伴い、人事院規則が改正され、新型コロナウイルス感染症から国民の生命及び健康を保護するために行われた作業に対し支給する特殊勤務手当が廃止されました。根拠となる人事院規則が改正されたため、桂川町職員の給与に関する条例の別表第2、特殊勤務手当額表から当該業務に関する手当を廃止する改正を行うものです。

この条例は交付の日から施行し、令和5年5月8日から適用といたします。

また、今後、新型コロナウイルスの変異株が新型インフルエンザ等対策特別措置法に該当し、

再度、新型コロナウイルス感染症で同様の措置が必要となった場合、条例を改正せずに速やかに特殊勤務手当が支給できるようにするための附則の改正も行っております。

以上、簡単ではございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。ただいま議案となっております議案第26号は、会期中、総務経済建設委員会に付託いたします。

---

### 日程第18. 議案第27号

○議長（林 英明君） 議案第27号桂川町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。川野健康福祉課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 議案書71ページをお願いいたします。

議案第27号桂川町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する条例について御説明申し上げます。

提案の理由でございますが、予防接種健康被害調査委員会の医学的知見の専門性を高めるため、桂川町予防接種健康被害調査委員会条例の一部を改正する必要性が生じたので、議会の議決をお願いするものでございます。

議案書72ページをお願いいたします。

改正内容について御説明いたします。

第4条第2項第2号中、「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所長」を「福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所保健監」に改めるものでございます。

附則でございますが、施行期日を交付の日からとし、令和5年4月1日から適用するものでございます。

以上、簡単でございますが、説明を終わらせていただきます。御審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。

ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） お尋ねします。事務所長から事務所保健監に改めなければならぬ理由、そして、あと一つは、この仕事の内容に変化はあるのでしょうか。お答えください。

○議長（林 英明君） 川野課長。

○健康福祉課長（川野 寛明君） 事務所長から保健監に改正する理由でございますが、現在の福岡県嘉穂・鞍手福祉環境事務所の所長につきましては事務方の方が所長となっております。所内に保健監という位置づけで、医療職、医師の免許を持った方が保健監という形で任命されておりますので、そちらの方に調査委員会の委員として来ていただくのが適任というところで、今回、改正をさせていただくところでございます。したがって、この調査委員会の内容自体が大きく変わるということはありません。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第27号は、会期中、文教厚生委員会に付託いたします。

---

#### 日程第19. 議案第28号

○議長（林 英明君） 議案第28号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第2号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書74ページ、議案第28号令和5年度桂川町一般会計補正予算（第2号）について御説明いたします。

本議案は、令和5年度一般会計予算を別紙のとおり補正したいので、地方自治法第258条第1項の規定に基づき、本議会の決定に付しようとするものでございます。

内容につきましては、予算書フォルダ内のファイル⑦令和5年度一般会計6月補正予算書（第2号）にて御説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億7,448万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ60億5,993万7,000円に定めようとするものでございます。

次に7ページをお開きください。ここから歳入について御説明いたします。

11款1項1目、地方交付税3,073万6,000円の追加は、普通交付税を財源調整により追加計上しております。

次に8ページ、15款2項1目総務費国庫補助金1億3,166万2,000円の追加は、コロナ禍における電力・ガス・食料品等価格高騰重点支援に係る新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金、ポイント申請期限の再延長に係るマイナポイント事業費国庫補助金及びカード

交付の円滑化に係るマイナンバーカード交付事務費国庫補助金の追加計上、3目衛生費国庫補助金800万円の追加は、ワクチン個別接種の促進に係る新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金の追加計上、5目教育費国庫補助金86万1,000円の追加は、GIGAスクール推進事業に係る公立学校情報機器整備事業費国庫補助金及び新型コロナウイルス感染症対策に係る学校保健特別対策事業費国庫補助金の追加計上でございます。

次に9ページ、16款2項2目民生費県補助金144万9,000円の追加は、町内市立保育園に係る保育所等給食支援費県補助金の追加計上、8目教育費県補助金79万6,000円の追加は、福岡学力アップ推進事業費県補助金、市町村立学校学習指導員等配置事業費県補助金及び幼稚園バスの安全対策に係る福岡県公立幼稚園等子どもの安心安全対策支援事業補助金の追加計上。

次の10ページ、3項1目総務費県委託金2,000円の追加は国勢調査準備交付金の追加計上でございます。

11ページ、21款4項2目雑入98万3,000円の追加は、本年1月発生の町営住宅建物火災に伴う公有建物災害共済金の追加計上でございます。

続きまして、歳出について御説明いたします。

なお、歳入予算の補正に伴う財源組替えについては、御説明を割愛させていただきますので、御承知おきをお願いします。

12ページをお開きください。

2款総務費1項4目会計管理費5万円の追加は、備品購入費、小型硬貨選別計数機購入費の追加計上。9目電算管理費254万円の追加は、1節報酬から10節需用費まで、役場1階のマイナポイント支援受付会場の設置再延長に係るスタッフ人権費等の追加計上。12目防災諸費62万2,000円の追加は、下土師公民館の解体に伴う防災行政無線設備等移設工事の追加計上でございます。

13ページ、2項1目税務総務費99万9,000円の追加は、育休代替の臨時的任用職員人件費の追加計上。2目賦課徴収費54万2,000円の追加は、住民税特別徴収税額通知書の形式変更に係る住民税システム改修業務委託料の追加計上。

次の14ページ、3項1目戸籍住民基本代帳費95万6,000円の追加は、住基ネットCSサーバーメモリ増設業務委託料及び住民課の窓口カウンターをテーブル式に改修するマイナンバーカード交付窓口設置工事の追加計上。

15ページ、5項2目指定統計費3,000円の追加は、令和7年度に予定されております国勢調査に係る準備経費の追加計上でございます。

16ページ、3款民生費1項13目電力・ガス・食料品等価格高等重点支援給付金給付費

8,168万6,000円の追加は、今回の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の低所得世帯支援枠分の事業で住民税非課税等の低所得世帯に対し、1世帯当たり現金3万円を支給するための事務費及び給付費を追加計上しております。

17ページ、2項1目児童福祉総務費289万8,000円の追加は、私立保育園における給食材料費高騰に係る保護者負担の軽減を図ります保育所等給食支援補助金の追加計上。

4目子育て支援費162万9,000円の追加は、育・産休代替の臨時的任用職員人件費の追加計上。

5目土師保育所費127万9,000円の追加は、先ほど申しました私立保育園への措置と同内容の給食に係る賄材料費のほか、保育備品購入費を追加計上しております。

18ページ、4款衛生費1項2目予防費800万円の追加は、医療機関に対する新型コロナワクチン個別接種促進事業支援金の追加計上でございます。

19ページ、7款商工費1項2目商工振興費2,630万円の追加は、今回のコロナ交付金の推奨事業メニュー分として実施しますプレミアム付商品券発行事業補助金の追加計上。桂川町商工会から、よかーけんが今年度もプレミアム率30%で1万3,000冊発行される計画でございます。

20ページ、8款土木費4項1目住宅管理費98万3,000円の追加は、火災による町営住宅笹尾団地部分解体工事の追加計上でございます。

次に24ページ、10款教育費4項1目学校管理費67万3,000円の追加は、国庫補助を受けて実施します新型コロナウイルス感染症対策に係る教室網戸設置委託料及びCO<sub>2</sub>モニター等の備品購入費の追加計上。

次の25ページ、5項1目桂川幼稚園費35万円の追加は、送迎バスに係る車内置き去り防止安全装置購入費の追加計上。

次の26ページ、6項1目共同調理場費3,235万4,000円の追加は、今回のコロナ交付金の推奨事業メニュー分として実施します給食費特別補助金の追加計上。

町内小中学校の全児童生徒を対象に給食費を7月から来年の3月までの8か月間無償化し、保護者の経済的負担の軽減を図るものでございます。

27ページ、7項6目王塚装飾古墳館費1,263万4,000円の追加は、浄化槽及び消化設備の老朽化改修経費を追加計上しております。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、議決賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。吉川君。

○議員（6番 吉川紀代子君） すみません、今、聞いていてちょっと気になったんですけど、

以前は「会計任用職員」というような言葉で承知していたんですけど、今回、「臨時的会計職員」とか何か。これは言葉が変わったんですか。新たにこういうふうになったんですかね。よく分からないので、そこをお願いします。

それとあと一つ、25ページに、桂川幼稚園に対して「備品購入費」と書いてあります。これが聞き取りにくかったのもう一度説明します。何を買われたのか。買われるのか。

○議長（林 英明君） 小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） まず、臨時的任用職員のお話ですけども、これはもともとあった制度でございまして、職員が育休とか病休とかになった際に、この形、臨時的任用という形で採用するものでございます。

それと、幼稚園費の備品につきましては、送迎バスの置き去り防止の安全装置でございます。以上です。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第28号は、会期中、総務経済建設委員会、文教厚生委員会の各常任委員会に付託いたします。

---

## 日程第20. 議案第29号

○議長（林 英明君） 議案第29号令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

本案について、内容の説明を求めます。秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 議案第29号について御説明いたします。

議案書75ページをお開きください。

本議案は、令和5年度桂川町水道事業会計補正予算（第1号）でございます。

令和5年度桂川町水道事業会計予算を別紙のとおり補正したいので、本議会の決定に付するものでございます。

内容につきましては、別紙補正予算書にて御説明いたします。予算書フォルダ内の⑧令和5年度水道事業会計6月補正予算予算書（第1号）にて説明いたします。

予算書の2ページをお開きください。

第2条は、当初予算の第3条で定めました収益的収入及び支出のうち、支出におきまして水道事業費用を1,200万円増額し、補正後の額を2億4,370万8,000円に定めようとするものでございます。

内容につきましては、4ページからの補正予算説明書で御説明いたします。4ページをお開きください。

収益的収入及び支出におきまして、1款水道事業費用1項営業費用2目配水及び給水費、土師配水池施設調査業務委託費1,200万円の増額は配水池周辺の送配水管診断及び地盤調査によるものでございます。

以上、簡略な説明でございますが、御審議の上、御承認賜りますようお願いいたしまして提案説明とさせていただきます。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。下川君。

○議員（2番 下川 康弘君） すみません、これはうちの所管なんですけれども、ちょっと気になって。今の地盤調査というのは、もしあれだったらちょっと具体的に教えてください。どういふことをするのか、教えてください。

○議長（林 英明君） 秦水道課長。

○水道課長（秦 俊一君） 調査の内容について改めて御説明させていただきたいと思います。

こちらの調査は、地質調査のボーリング、これを3か所行います。それと配水池までの送配水管、送る水と配る水ですけれども、送配水管の診断、その調査ということでございます。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

ただいま議題となっております議案第29号は、会期中、総務経済研修委員会に付託いたします。

---

## 日程第21. 報告第1号

○議長（林 英明君） 報告第1号令和4年度桂川町繰越明許費繰越計算書についてを議題いたします。

本件について、内容の説明を求めます。小平企画財政課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 議案書76ページ、報告第1号令和4年度桂川町繰越明許費繰越計算書につきまして、地方自治法施行令第146条第2項の規定により、別紙関係書類をもって御報告するものでございます。次の77ページをお開きください。

令和4年度桂川町繰越明許費繰越計算書でございます。

2款3項戸籍住民基本代帳費の戸籍システム構築事業及び4款1項保健衛生費の出産・子育て応援交付金交付事業の2事業につきまして、繰越限度額合計604万円を令和5年度に明許費繰



越しをしております。

なお、その財源内訳は全額国庫補助金となっております。

以上、簡略な説明でございますが、御報告を終わります。

○議長（林 英明君） これより質疑を行います。ただいまの課長の説明に対し、質疑ありませんか。柴田君。

○議員（3番 柴田 正彦君） 後段のほうの出産・子育て応援交付金交付事業について教えてください。

○議長（林 英明君） 小平課長。

○企画財政課長（小平 知仁君） 内容につきましては、こちらシステム改修になっております。年度内に間に合いませんでしたので、その分のシステム改修を5年度に繰り越しておるものでございます。

○議長（林 英明君） ほかに質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（林 英明君） 質疑なしと認めます。

報告第1号令和8年度桂川町繰越明許費繰越計算書についてを終わります。

---

○議長（林 英明君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日は、これで散会します。お疲れさまでした。

午後0時19分散会

---